

平成22年9月2日

殿

法務省入国管理局参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

8月24日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。

記

1 照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて

インターンシップに参加する「留学」の在留資格をもって在留する外国人（以下「外国人留学生」という。）に支払われる「留学生学習奨励金」や「一部補助金」等が、当該インターンシップ活動の対価としての性質を有する場合には、当該インターンシップ活動は、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第19条第2項の対象となる。

2 理由

外国人留学生は、法第19条第2項の資格外活動許可を受けて行う場合を除き、「報酬を受ける活動」を行うことはできず（同条第1項）、また、同条にいう「報酬」とは、名称等の如何にかかわらず、本邦において行われる活動の対価として与えられる反対給付であると解されるからである。

なお、外国人留学生がインターンシップ活動を行う機関と外国人留学生に対し、「留学生学習奨励金」や「一部補助金」を支払う機関とが同一の機関ではないからといって、そのことをもって上記対価性が否定されるものではない。